⑵　参加表明書に関する要件

１）参加表明書の提出者に対する要件

①　同種又は類似業務の実績　平成23年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有さなければならない。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等によるものに限り、公示日時点で完了していない業務も実績として評価する。この場合は、業務実績として工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

・同種業務：河川（砂防を含む）におけるシステム開発かつシステム運用管理に関する業務(同一業務の必要はない)

・類似業務：システム開発かつシステム運用管理に関する業務（同一業務の必要はない）

なお、同種又は類似業務の実績は､国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注１）、特別地方公共団体（注２）、地方公社等（注３）、公益法人（注４）が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とする｡また､海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績での評価を申請する場合は、国内の業務の実績と同様に評価できることとする。

参加表明書の提出者が設計共同体の場合は、代表者が上記の同種又は類似業務の実績を有さなければならない。また、その他の構成員は、当該業務で実施を予定している分担業務について、平成23年度以降公示日までに実施した業務の実績（国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注１）、特別地方公共団体（注２）、地方公社等（注３）、公益法人（注４）が発注した契約金額100万円以上の業務を対象とし、再委託による業務の実績は含まない｡）を有さなければならない。なお、業務の実績については、下記②を満たすものとする。

（注１）「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第１条に示す法人、及び国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

（注２）「特別地方公共団体」とは、地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団をいう。

（注３）「地方公社等」とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

（注４）「公益法人」とは、次のものをいう。

一　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二　旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月１日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）

②　実績として挙げた業務の業務評定点が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」(以下「成績評定要領」という。)に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、予決令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。設計共同体の場合も､代表者の同種又は類似業務の実績、その他構成員の当該業務で実施を予定している分担業務の実績において、調査基準価格を下回り業務評定点が70点未満の業務の場合は､業務実績として認めない。

③　過去２年間(令和元年度～令和２年度)に完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「成績評定要領」に基づく100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

２）配置予定技術者に対する要件　外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との旧建設大臣認定（建設経済局建設振興課）または国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課又は建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

①　配置予定管理技術者等　配置予定管理技術者等については下記の⑴、⑶及び⑷に示す条件を満たし、⑵の実績を有する者とする。

⑴　下記のいずれかの資格を有する者

［１］技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は情報工学部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

［２］技術士（建設部門又は情報工学部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

［３］国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム一業務：計画・調査・設計）

［４］ＲＣＣＭの資格を有し､「登録証書」の交付を受けている者

［５］土木学会認定技術者(特別上級、上級、１級)

⑵　下記のいずれかの実績を有する者。

平成23年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、以下に記載する「同種又は類似業務」の実績を有する者。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等によるものに限り、公示日時点で完了していない業務も実績として評価する。この場合は、業務実績として工期延伸が確認できる資料(契約書の写し)及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書)を添付すること。

・同種業務：河川（砂防を含む）におけるシステム開発かつシステム運用管理に関する業務（同一業務の必要はない）

・類似業務：システム開発かつシステム運用管理に関する業務（同一業務の必要はない）

同種又は類似業務の実績は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等（注１)、特別地方公共団体（注２)、地方公社等（注３)、公益法人（注４）が発注した契約金額100万円以上の業務、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された業務を対象とするが、照査技術者としての実績は対象外とする。業務実績には、受発注者の立場で行った請負業務の他、出向又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。（注１～４は、２⑵１）を参照)なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業)、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業)(以下「休業」という。)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。当該休業の期間が１年に満たない場合は１年として切り